

## 新保険業法の「適用除外」を求める意見書

第 162 国会で成立した「保険業法等の一部を改正する法律」（以下、「新保険業法」という。）では、財団法人・公益法人・労働組合・宗教法人などが「当分の間」は「適用除外」とされました。しかし施行後 5 年以内に農協・生協などのいわゆる「根拠法を持つ共済」も含めて、法を抜本的に見直すこととなっており、将来的には小規模・短期のものを除き適用除外が取り消しとなる危険が強いといわれています。また、「保険業の定義から『不特定を対象とするもの』が外され、法改正は日米保険業界の不当な要求による共済潰しが目的であった。見直しの時には保険業法の中で農協・生協などの協同組合共済を含めた形での規制の方向性は当然予測されるところである。」と指摘されています。以上のような流れをみれば、影響は極めて広範です。

そもそも共済は、団体の目的と構成員・地域内の助け合いのためにつくられ、日本の社会に深く浸透しています。団体や地域内で「仲間同士の助け合い」のために、自主的に健全に運営してきた共済は「利益」を目的とする保険業とは全く違います。その共済に対して、株式会社や相互会社化を強いて、民間保険会社と同列に様々な規制と負担を押し付ければ、多くの共済は存続不可能となり、消費者保護という本来の法改正の趣旨に反します。

よって、根拠法を持つ農協・生協共済などとともに、非営利団体がその構成員等を対象に実施し、その運営を構成員等が監督しうる仕組みがある共済制度を、新保険業法による規制と負担から除外にする等、新しい基準を設け、法律上で適用除外を実現するよう要望します。

上記については、地方自治法第 99 条の規定により、意見書として関係機関へ提出するものとする。

## 新保険業法の「経過措置期間」の延長を求める意見書

第 162 国会で成立した「保険業法等の一部を改正する法律」（以下、「新保険業法」という。）によって、各団体がその目的の一つとして構成員のために自主的に健全に行っている共済制度が存続の危機に追い込まれています。

新保険業法の策定と政省令の作成段階で、規制対象が拡大され、「マルチ共済の規制」という当初の趣旨から逸脱し、自主共済についても、保険会社に準じた規制がなされることになり、過大な負担のために存続が困難な状況に陥ったためです。そのため、法成立以降も第 168 臨時国会までの各国会で、与野党国会議員から自主共済の継続を保障する必要が強く主張され、金融担当大臣からも積極的な対応を行う旨の答弁も重ねられてきました。

しかしながら、新保険業法の経過措置の期限の 2008 年 3 月 31 日が容赦なく迫ってきており、地元新聞でも、県食品営業共済協同組合（調理師会の共済）が 30 年以上の事業閉鎖や、16 万 9,000 会員の県 P T A 安全互助会が 20 年目になる今年の 5 月に解散などと報じられており、共済制度や互助会を廃止する団体が次々に生まれてきています。このままでは、日本全国で少なくとも数 100 万人あるいはそれ以上の人たちが加入しているといわれている助け合いの共済が潰れてしまいます。

各団体が会員の福利厚生を目的に実施する共済制度は、名称や仕組みなどは異なりますが、それぞれの構成員の切実な要望をふまえて創設され、今日まで運営実績を積み重ね、健全に運営されてきた歴史があります。それが次々に失われ、加入者の権利が奪われ、将来に向っての保障を断念させられるなど、事態は深刻化しています。具体的手立てをとることに一刻の猶予も残されていません。「経過措置期間」の延長等を直ちに実現するよう要望します。

上記については、地方自治法第 99 条の規定により、意見書として関係機関へ提出するものとする。